

③自筆証書遺言書があり遺言執行者による払戻請求の場合にご用意いただく書類です。

	必要書類等	準備されるにあたっての注意事項	備考	確認欄
1	自筆証書遺言書	自筆証書遺言書の原本が必要です。		
2	遺言書検認調書謄本	家庭裁判所が作成した遺言書検認調書謄本の提出をお願い致します。	検認手続きは、家庭裁判所で行い、各種書類をお取り寄せください。	
3	遺言執行者選任の審判書、謄本	遺言書上で遺言執行者の指定がある場合は、不要です。 指定があっても遺言執行者が現存しない等で利害関係人の請求によって家庭裁判所が遺言執行者を選任した場合は、必要です。	遺言執行者選任の手続きは、家庭裁判所で行い、各種書類をお取り寄せください。	
4	相続手続依頼書	遺言執行者が署名・実印での捺印をお願い致します。	当庫窓口でお受け取りください。	
AまたはBのいずれかをご用意ください。				
5	A: 亡くなられた方の戸籍謄本 (全部事項証明書) 除籍謄本 (除籍全部事項証明書) 改製原戸籍謄本など	亡くなられた方の除籍の記載があるものをご用意願います。 戸籍謄本の請求について、遠方の場合は、郵送請求書をご利用ください。	本籍所在の市町村役場でお取り寄せください。	
	B: 登記所(法務局)発行の認証文付き法定相続情報一覧図の写し	法定相続人または代理人が法定相続情報一覧図を作成し、本籍地または住所地管轄の登記所(法務局)で確認、保管の手続きが必要となります。	保管の手続きを行った登記所(法務局)でお取り寄せください。	
6	遺言執行者の印鑑登録証明書 (原則発行日から6ヶ月以内、融資取引のある場合は、発行日から3ヶ月以内)	遺言執行者のものをご用意ください。 ・遺言執行者が弁護士の場合は弁護士会発行の印鑑登録証明書の提出をお願い致します。 ・遺言執行者が信託会社の場合は会社の資格証明と印鑑登録証明書の提出をお願い致します。	現住所の市町村役場でお取り寄せください。	
7	住民票の写し	遺言執行者の住所と印鑑登録証明書の住所が相違している場合などに必要となります。	現住所の市町村役場でお取り寄せください。	
8	<預金の場合> 預金通帳・証書・キャッシュカード <貸金庫の場合> 鍵・カード	全ての通帳・証書・カードなどが必要です。	当庫窓口でご確認ください。	
	<カードローンの場合> ローンカード <出資金> 出資証券・会員カード	別途解約届が必要です。 マル優・当座預金・貸金庫・カードローン・出資金・公共債・投資信託・外貨預金	当庫窓口でお受け取りください。	
9	遺言執行者の実印	預金等の払出時は、実印が必要です。		